

大野市監査告示第2号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年2月28日

大野市監査委員 本田 章

大野市監査委員 高岡 和行

第 1 監査の目的

この監査は、大野市が補助金・交付金等を交付、資本金の4分の1以上を出資している団体等及び公の施設の指定管理者に対し、財政援助等に関わる事業が適正かつ効率的に執行され、その目的を達成しているかどうかを主眼に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づいて実施する監査である。

また、地方自治法第199条第1項及び第5項の規定に基づき、各団体に対する所管課の指導監督が適切に行われているかどうかについても監査を行うとしている。

第 2 監査の実施概要

（1）監査の対象

名 称：公益社団法人 大野市シルバー人材センター

所管課：地域経済部産業政策課

代 表 者	理事長 小野田理夫
所 在 地	福井県大野市天神町7番15号
設 立 年	昭和63年
目 的	定年退職者等の高齢者の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。以下同じ。）に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供すること等により、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域づくりに寄与すること。

（2）市との関係

公益社団法人大野市シルバー人材センターは、「高齢者の雇用の安定等に関する法律」に基づき、昭和63年に設立された団体である。

大野市からは令和2年度分として補助事業、委託事業等合わせて約4,667万円を支出している。

（3）監査の種別

財政援助団体等監査

（4）監査の期間

所管課説明聴取

実施日 令和4年1月31日（月）

場 所 大野市役所 監査委員事務局

(5) 監査の対象とした補助金

補助金の名称	大野市シルバー人材センター事業補助金			
事業目的	定年退職者等の高齢者の就業機会の確保と地域社会への貢献を図ること。			
対象事業内容	高齢者活用・現役世代雇用サポート事業補助			
補助金等の算出基礎	高齢者就業機会確保事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）及び雇用開発支援事業費等補助金（シルバー人材センター事業分）交付要綱（平成13年11月1日厚生労働省発職高第170号厚生労働事務次官通知の別紙）に基づきセンターに交付する国庫補助金の算定基準に基づき算出し、運営費（基準の100%）、高齢者活用・現役世代雇用サポート事業（基準の50%）を目途として算出。			
交付年度	令和2年度		令和元年度	
交付決定額	25,129,000 円		21,036,000 円	
交付申請日	令和2年4月30日		平成31年4月22日	
指令年月日	令和2年5月11日		令和元年5月7日	
交付状況	令和2年6月30日	12,564,000 円	令和元年6月28日	10,518,000 円
	令和2年11月20日	12,565,000 円	令和元年11月29日	10,518,000 円
実績報告日	令和3年3月31日		令和2年3月31日	

(6) 監査の方法

所管課から提出された監査調書等をもとに、事業の執行状況について説明を聴取した。

(7) 監査の着眼点

- ・ 交付申請・決定・確定等の手続きは適正に行われているか。
- ・ 補助金等の支出は適正に行われているか。
- ・ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書等によりなされているか。
- ・ 団体に対する指導監督は適正に行われているか。
- ・ 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

第3 監査結果

(1) 総 括

補助金に係る交付事務、事業予算の執行及び経理その他の事務は、概ね適正に執行されているものと認められた。

(2) 意 見

補助金の交付申請等の事務処理については、大野市補助金等交付規則に基づき、概ね適正に処理されていることが認められた。市からの補助金を有効に活用し、より効果的な事業の実施を図るとともに、所管課との連携を強化し、高齢者の雇用の確保に今後も積極的に取り組まれない。

(3) 指摘事項

独自事業の展開に当たり、会員の理解を得るために公平な事業運営を行うよう改善を図られない。